3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成21年11月６日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２１年（再）第３１号
大阪府富田林市喜志町３丁目４番27号
再生債務者　茄子びこと　寺田　弘美
主文　平成21年５月11日にした監督命令を取り消す。
平成21年11月６日
大阪地方裁判所第６民事部

監督委員変更

平成１８年（再）第１号
兵庫県高砂市米田町塩市字明田210番地１
再生債務者　奥谷工業株式会社
監督委員　沼田　悦治が死亡したので、次の者を監督委員に選任した。
新監督委員　弁護士　谷林　一憲
平成21年11月２日　神戸地方裁判所姫路支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２０年（再）第１１号
熊本県菊池市泗水町豊水字西八久保1483番地
再生債務者　株式会社泗水牧場
1　決議に付する計画案　平成21年７月14日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成21年12月７日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成21年12月２日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成21年11月27日
平成21年10月30日
熊本地方裁判所民事第１部

再生計画認可

平成２１年（再）第１号
静岡県浜松市東区松小池町８番地の１
再生債務者　株式会社浜松中央花き園芸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年11月４日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

平成２０年（再）第２５号
大阪府堺市北区金岡町704番２エバーグリン金岡
再生債務者　植田食料品株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成21年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成１７年（再）第１号
青森県八戸市諏訪１丁目15番１号
再生債務者　株式会社秀明機材
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成21年11月２日　青森地方裁判所八戸支部

再生計画変更

平成１９年（再）第１８号
大阪市東成区東小橋２丁目２番16号
再生債務者　株式会社大阪タック加工センター
1　主文　本件再生計画を変更する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件変更計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成21年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第６０３号
札幌市豊平区月寒西１条８丁目３番15―201号
再生債務者　袴田　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月27日まで
4　一般異議申述期間　平成21年12月11日から平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第６１５号
札幌市東区北33条東15丁目４番12―303号
再生債務者　友廣　直樹
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月27日まで
4　一般異議申述期間　平成21年12月11日から平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第６２３号
札幌市北区北25条西４丁目２番２号　アークパレス25条406号
再生債務者　平井　樹梨
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月27日まで
4　一般異議申述期間　平成21年12月11日から平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第７１０号
札幌市南区澄川４条３丁目５番25号　プレミエール澄川302、住民票上の住所札幌市北区北25条西17丁目５番１―823号
再生債務者　中村　憲司
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月27日まで
4　一般異議申述期間　平成21年12月11日から平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第７２２号
札幌市白石区米里１条４丁目１番７号
再生債務者　大屋　和美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月27日まで
4　一般異議申述期間　平成21年12月11日から平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第７２６号
札幌市北区北40条西４丁目２番５―802号
再生債務者　菊地　理美
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月27日まで
4　一般異議申述期間　平成21年12月11日から平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第２５号
北海道小樽市赤岩２丁目２番11号
再生債務者　川島誠一郎
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年11月27日まで
4　一般異議申述期間　平成21年12月11日から平成21年12月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部